## 労働保険料は口座振替が便利です!

## 「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の 窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の "忘れ" や "遅れ" がなくなるため、 延滞金を課される心配がありません。

※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。

- 3 手数料はかかりません。
- **4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。**



保険料を延納(分割納付)している場合には、 第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期•第1期	第2期	第3期
通常の納期限	平成30年7月10日	平成30年10月31日	平成31年1月31日
口座振替 納付日	平成30年9月6日	平成30年11月14日	平成31年2月14日
ゆとり日数	58日	<u>14⊟</u>	<u>14⊟</u>
口座振替 申込期限	<del>平成30年2月26日</del> ※)	平成30年8月14日	平成30年10月11日

(※) 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

## かんたんな手続きで完了

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。
対象の金融機関については厚生労働省ホームページ(上記)でご確認ください。

## 引き落とし前後には、八ガキでお知らせします

- ◎毎回、<u>口座振替納付日の約3週間前に</u>引き落とし内容を八ガキで お知らせします。
- ◎口座振替納付後も、約3週間で引き落とし結果を八ガキでお知らせします。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター